

資料紹介

## 『朝彦親王日記』補遺

—文久二年（一八六二）九月四日条～十月八日条、元治元年（一八六四）十月三日条～十二月十五日条—

白石 烈

## はじめに

久邇宮初代朝彦親王（文政七年（一八二四）～明治二十四年（一八九一））は伏見宮邦家親王の第四男子で、幕末政治史においては中川宮として著名な皇族である。当初は一条院や青蓮院に入り天台座主に補せられるなど、多くの近世皇族同様、最初から政治の世界に関係していたわけではなかった。しかし、安政の大獄で江戸幕府から謹慎処分を受けたことからわかるように、徐々に政治的影響力を強めていき、文久三年（一八六三）には孝明天皇の命で還俗し、名も尊融から朝彦に改められている。この前年末からは国事御用掛の一人として朝議に参加するなど、幕末期の政局にきわめて大きな影響を与えていくことになる。

そのため、朝彦親王の日記には政治的情報が多く含まれ、戦前の昭和四年（一九二九）に日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』（全二冊）として刊行され

た際には、「上ハ朝廷ノ秘事ヨリ朝廷・幕府・諸侯・諸藩士・浪士ノ離合消長等、大小ノ事件ヲ聊モ忌避スル所ナク直筆セラレタルモノナルヲ以テ、読者ヲシテ直チニ事件ノ核心ニ触レシムヘキモノ少ナカラス」（同書「緒言」）と高く評価されている。戦後も東京大学出版会から復刻されるなど、現在まで幕末政治史研究の重要史料として広く利用されてきている。

その『朝彦親王日記』は、東京大学史料編纂所が所蔵する維新史料引継本を底本とし、収録時期は元治元年（一八六四）七月十五日条から慶応三年（一八六七）九月二十九日条までの約三年間である。しかし、そのうち元治元年十月二日条から十二月までの約三ヶ月間と、元治元年七月十四日以前が欠落し未収録となっている。

本稿はこの欠落部分のうち、文久二年九月四日条から十月八日条の約一ヶ月間と、元治元年十月三日条から十二月十五日条の約二ヶ月半を新たに翻刻掲載するものである。いずれも底本は大正期の写本だが、火災による焼失で朝彦親王の日記原本の所在が確認できないとされる現状<sup>3)</sup>では、上記『朝彦親

王日記』の不足を補う重要部分であることは間違いないだろう。『孝明天皇紀』四・五に活字化されている箇所もあるが、いずれも部分採録であり、全体像は不明なままである。なかでも元治元年十月から十二月部分は、『朝彦親王日記』で「但、十一月以後佚亡」と注記された欠落部分に該当しており、戦前に朝彦親王日記の原本調査を実施した和田英松も把握できていない。そのため、まとまった形で紹介する意義は小さくないと思われる。

## 一、翻刻日記の底本について

本稿で翻刻する朝彦親王の日記は、宮内庁書陵部（図書寮文庫と宮内公文書館）および東京大学史料編纂所に写本として所蔵されている。宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵写本は『孝明天皇紀』を編修した宮内省先帝御事蹟取調掛による筆写史料で、宮内公文書館所蔵写本は『明治天皇紀』を編修した宮内省臨時帝室編修局による筆写史料（臨帝本）である。東京大学史料編纂所所蔵写本は文部省維新史料編纂会による筆写史料（維新史料引継本）である。これら三者は久邇宮家が朝彦親王の伝記編纂のために作成した「御行実編輯料」という写本群を底本にしているという点で共通している。ただし、図書寮文庫所蔵写本は一部抄録に留まっている箇所がある。

そこで本稿では宮内公文書館所蔵写本（臨帝本）を底本に翻刻し、東京大学史料編纂所所蔵写本（維新史料引継本）で校訂することとした。翻刻日記と底本の具体的な対応関係については、後掲の【凡例】を参照されたい。

前掲『朝彦親王日記』に採録されているのは、基本的に久邇宮家で「御手日記」というシリーズで把握されていた部分であるが、本稿で紹介した日記

部分は「御行実編輯料」という異なる史料群の一部である。「御手日記」に組み込まれなかった理由は、原本の所在が未確認の現状では不明である。それでも推測するならば、まず文久二年の日記は原表紙に「文久二年／国事／壬戌九月」とあることから、朝彦親王が参画し始めた国事問題に特化した内容で記録されていたことが関係しているように思われる。「御手日記」シリーズの原表紙には「陽波」など日次記であることを示す単語が記されており、朝彦親王にとって文久二年の日記は異なる目的で書かれていた可能性があるだろう。

次に元治元年の日記だが、これはある時点で日記そのものが物理的にバラバラになったことが原因と推測できる。この日記を含む写本の内表紙には「鶴印御文箱御書類 甲」と表記されている。つまり、元治元年の日記は、少なくとも写本が作成された明治三十年頃には単独の日記ではなく書類の一部として文箱に入れられて保管されていたと考えられるのである。しかも、それら書類の内容を確認すると、日記形式の記載内容はいずれも断簡の状態であり、とりもたない。さらに、書状や達書など異なる性格の史料も混在し、それらが順不同に配列されている。内容から推測しても文久三年から慶応三年までの約五年間のものが含まれていると考えられる。

すなわち、「鶴印御文箱御書類 甲」は、異なる年次・性格の史料がバラバラな状態になっており、久邇宮家では「御行実編輯料」シリーズの一部として筆写する際に、その順不同の配列のまま写した可能性が高い。換言すれば、ひどい乱丁状態ともいえるのである。おそらくこのことが「御手日記」シリーズに組み込まれなかった理由であると考えられる。

元治元年の日記はこのような状態だったため、本稿では乱丁状態の記載内

【表】朝彦親王日記に登場する諸藩士

文久2年9月4日～10月8日

藩名	延べ人数	内訳
薩摩藩	11	藤井良節×6、京都留守居本田弥右衛門×4、小松帯刀×1
土佐藩	7	武市半平太×5、小南五郎右衛門×2
長州藩	6	前田孫右衛門×4、中村九郎×1、佐々木男也×1
仙台藩	2	遠藤文七郎×2

元治元年10月3日～12月15日

藩名	延べ人数	内訳
肥後藩	5	神山源左衛門×2、奉行副役道家角左衛門×2、京都留守居上田久兵衛×1
会津藩	3	公用方小森久太郎×1、公用方大野英馬×1、公用方柴秀治×1
一橋徳川家	2	御用談所調方頭取川村恵十郎×2
久留米藩	2	周旋方久徳与十郎×2
桑名藩	1	周旋方筑摩市左衛門×1
土佐藩	1	森下又平×1

ここでは日記に登場する諸藩士に注目して、文久二年と元治元年という、時期が二年離れた記載内容を比較してみたい。

まず、日記に登場する諸藩士を抽出したのが【表 朝彦親王日記に登場する諸藩士】である。

文久二年の日記からは、幕末朝廷において攘夷論が高まっている状況がよくわ

## 二、内容上の特徴

容から『朝彦親王日記』欠落部分のみを抽出し、編年順に配列し直して翻刻した。臨時帝室編修局では各史料に朱書で推測年次を注記しているため、それらも参考にしたが、より多くは既述した図書寮文庫所蔵写本である「朝彦親王御記」<sup>9)</sup>を参照した。

紙幅の関係上、翻刻日記の内容上の特徴を網羅することはできないが、こ

かるが、日記に登場する藩士は薩摩藩・土佐藩・長州藩・仙台藩で、そのうち朝彦親王と確実に対面しているのは薩・長・土の三藩のみである。これは攘夷問題の混乱を契機に幕末期の京都が政治的中心地となり、上記三藩が「京都手入れ」と呼ばれた対朝廷工作を展開した時期と符合している。特に朝廷が江戸幕府に対して攘夷実行を要求するために派遣した別勅使（正使三条実美・副使姉小路公知）に関係する記載からは、三藩が他藩に先行して実施した政治運動の実態を具体的にうかがうことができる。

これが二年後の元治元年の日記になると大きく変化してくる。同年七月の禁門の変により、孝明天皇は江戸幕府に長州藩の追討を命じており、当然長州藩士は一人も登場しなくなっている。代わりに登場してくる一橋徳川家・会津藩・桑名藩は、研究史上「一会桑勢力」とも呼ばれ、徳川將軍家の親族でありながら朝廷との密接な関係構築が幕府存続のために必須であると主張した、特徴的な勢力である。他に登場する肥後藩・土佐藩・久留米藩は一会桑勢力と協調関係にあった藩で、これらの登場藩士の肩書き（公用方・周旋方・京都留守居）は、いずれも国事問題解決のための政治活動（国事周旋活動）<sup>10)</sup>に従事した藩士であることを示している。

以上、文久期と元治期の日記を比較すると、幕末政局で展開された政治運動の性格変化の様相が非常に顕著であることがわかる。これは朝彦親王が幕末政治の軸として存在していたことの表れでもあり、幕末期から維新时期にかけて拡大される皇族の政治化の一側面を象徴しているともいえるのではないだろうか。

その他、幕末期の朝議についてなど触れるべき要素は多くあるが、それは別の機会に譲りたい。

註

- (1) 日本史籍協会叢書『朝彦親王日記』一・二(東京大学出版会、一九六九年復刻)。
- (2) 「御手日記」一〜七(東京大学史料編纂所蔵。請求記号 維新史料引継本―特II―二一〜七)。
- (3) 大正八年(一九一九)十二月に東京の久邇宮邸内西洋館で火災が発生している。もっとも、徳富猪一郎『維新回天史の一面―久邇宮朝彦親王を中心としての考察―』(民友社、一九二九年)の「序言」には「斯くて殿下(久邇宮邦彦王―白石注)は御手許にある凡有る一切の史料を御貸下げになつたのみならず、他に御供託遊ばされたるものまでも取出して御貸下げに相成つた」とある(仙波ひとみ氏のご教示による)。何か残存史料があったかのような記述だが、今後も朝彦親王関係史料の所在調査は継続していきたい。
- (4) 宮内庁蔵版『孝明天皇紀』四・五(平安神宮、一九六八年・一九六九年)。
- (5) 『朝彦親王日記』一の内表紙の記載。「元治元年甲子自七月至十月/御手日記/但、十一月以後佚亡」とある。
- (6) 和田英松『皇室御撰之研究』(国書逸文研究会、一九八六年復刻。初版は一九三三年)、八三一〜八三五頁。
- (7) 久邇宮家による伝記編纂については、白石烈「久邇親王行実」の編纂と宮内省(国立公文書館平成30年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文、二〇一九年)を参照のこと。また、その際同家で作成された写本類の来歴や構造等については、白石烈「久邇宮家所蔵朝彦親王関係史料の復元―宮内省臨時帝室編修局と文部省維新史料編纂会の史料相互貸借の事例から―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇、二〇二〇年)を参照されたい。
- (8) 「朝彦親王行実資料」五五(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四二〇六)。
- (9) 「朝彦親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五―四六)。  
明治三十三年(一九〇〇)筆写。  
なお文久二年の日記に該当する図書寮文庫所蔵写本は「久邇宮文書/尊融親王

御記」(函架番号四五五―四七)である。既述した『孝明天皇紀』の活字化部分はこの二史料が底本になっている。

- (10) 幕末政治における国事周旋活動については、さしあたり白石烈「肥後藩京都留守居の役割変遷―買物会所の業務から国事周旋活動へ―」(今村直樹・小関悠一郎編『熊本藩からみた日本近世―比較藩研究の提起―』(吉川弘文館、二〇二一年)を参照のこと。

## 【凡例】

- 一、翻刻史料のうち、文久二年の日記は「朝彦親王行実資料」九一(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四二四四)を底本とし、「御行実編輯料」七一(東京大学史料編纂所蔵。請求記号 維新史料引継本―特II―一―三八)で校訂した。

元治元年の日記は「朝彦親王行実資料」五五(宮内庁書陵部宮内公文書館所蔵。識別番号三四二〇六)を底本とし、「御行実編輯料」三六(東京大学史料編纂所蔵。請求記号 維新史料引継本―特II―一―三三)で校訂した。

一、元治元年の日記は底本が乱丁状態であるため、筆者が編年順に配列し直して翻刻した。その際、「朝彦親王御記」(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵。函架番号四五五―四六)も参考にした。

- 一、翻刻は常用漢字を使用し、適宜読点を付した。
- 一、闕字は一字空け、平出は二字空け、台頭は三字空けとした。
- 一、人物名の特定など、筆者が付した説明注は丸括弧で表記した。

【翻刻】

(文久二年)

九月四日

一、飛鳥井中納言を以(議奏飛鳥井雅典) 勅諭之旨左二、

国事多端二付 叡慮被為惱候二付 御相談且御扶助申上候様被

仰出候事、

但、御書付二而被 仰出之義二而者無之、

同日

一、右同卿江世外之身故、使を以是等之儀、惣而御断申入候事、

同日

一、国事云々之儀被 仰出、御請否之事、家来(伏見宮邦家親王)入道宮江令相談候事、

五日

一、入道宮為使御牧左衛門尉入来、返答左二、

被 仰出之旨、御請之方可然旨返答也、

六日

一、長藩中村九郎、関東下向暇乞二入来、尾州之儀別紙持来ル、

一、御神事中二付、野宮宰相中将亭江前日之被(議奏野宮光功) 仰出、役人衆迄使を以御

請申入候事、

八日

一、薩藩本田弥右衛門入来、島津三郎(島津久光)より之口上二而、過日被 仰出之儀、

速二御請同人より申来事、

九日

一、野宮宰相中将より書通二而関東江別 勅使否之義、且人体之儀申来候

事、後刻飛鳥井・野宮兩卿之内入来之事、

九日

一、今朝申来ル封中之趣、

勅使之儀、近々年頭使下向之便二可被 仰遣之旨御治定有之候旨御

返答二候、右者中山近日転役之上可被(議奏中山忠能) 仰付 思召之処、頃日所勞二

付出仕無之候、転役被 仰出、御請二相成候共、逆も下向難相成様子、

左候ハ、坊城一卿二相成候間、矢張別使被遣候方御都合ト 思召候(伝奏坊城俊克)

二付、別使之事昨夕御治定被 仰出候、人体之処ハ未御治定無之、追

而可被 仰出之旨二候、此段不取敢云々、謹言

同日

一、飛鳥井中納言入来二而、都而所存無之旨及言上候事、

十日

一、薩藩本田弥右衛門召二遣入来、

申含之趣意者 別勅使之儀、今程之所二而被遣候而者可及不容易義二

付、此度之処者坊城一卿二而 叡慮之旨ヲ申通方可然旨愚考二付、同

人を以関白江申入事、(近衛忠熙)

十一日

一、前日弥右衛門江申付候一条、只今入来二而委細承、昨日之愚考、都而

陽明江ハ不申入事、其内彼ヲ賞シ(近衛忠熙) 叡慮貫徹之一条而已同家江申入事、(姉小路公知)

一、長藩前田孫右衛門入来、正使三条・副使姉小路(三条美美) 副使之儀者未治定之由、

何れも三藩帰迎之由演舌、存所無之旨及返答、

一、関東一・越初(徳川慶喜) 叡慮尊奉之旨、段々可施所置之旨、彼藩上京二而噂有

之旨承候事、

十二日

一、薩藩藤井良節入来、勅使下向之事、種々承候事、同人より土藩之義、内々承ル事、

十三日

一、裏辻侍従入来、前日左幕より同人多言、且発走之事如何之旨尋問有之、(裏辻公愛)  
右二付述懐申来ル事、

十四日

一、姉小路侍従入来、別勅使之義、且攘夷之事尋問二付、少々令異論候事、  
一、世話正三入来之筈之処、以書面断、且土藩小南五郎右衛門・武市半平太面会之義 関白伺済之由申来ル事、

十五日

一、姉小路侍従入来、別勅使之事、今日有無尊(尊融)一之決心ヲ尋問、只今之処緩々御沙汰可然、嚴二候ハ、事ヲ敗リ、且 宮中未不全、然者末を勤、本を忘る、之策如何及返答候事、但、先々承伏、

十六日

一、土藩小南五郎右衛門・武市半平太入来、及面会候事、  
一、正三入来、対面 別勅之事尋問二付、今暫之処不好旨返答、且其余 禁中急務之事、

記録所人撰之事、且戊午(安政五年)以来殿上・地下之輩、姦を働し者不及露頭者も可有之、三藩江命し、封書を以右等之件々早々被相糺候様申入候事、  
但、此義者都而明日 関白入来之由二付、可及議論候様同卿被申事、  
其色々々国事之事、且家僕内乱之萌し共及咄候事、

十七日

一、関白殿入来、前日之事共申入候処、何も承知、急々可及其処置被申候事、  
十八日

一、武市半平太入来、

一、前田孫右衛門入来、関東江攘夷之御沙汰候ハ、速ニ御請可申上、過日入来之節咄候処、至此比越前開国之論萌し見ゆる之よし、早々攘夷之御沙汰被為有候様との事、  
(松平春嶽)

一、仙台中将使者遠藤文七郎、中将之所存委敷申候事、但、都而国事之事、  
(伊達慶邦)

一、藤井良節入来、攘夷之御使、正使・副使之処、三条ヲ被止、姉小路壹人二而者如何之旨 関白より申来、先々其辺可然と申置、此義ハ明十九日返答也、

一、同人之噂ニ、今日関東より書状到来、越前此頃開国主張萌し段々相頭候由、一、(徳川慶喜)板兩人ハ攘夷之論之由、今此機会速ニ攘夷之御沙汰可有之候様咄候事、

十九日

一、武市半平太入来、書取之写持参之事、  
但、禁中江差出之書付也、左ニ  
此義重畳之事、実ニ令安心候、  
先年已来外夷跋扈、未曾有之 御国辱二付者、奉始 神宮御代々様被為対 宸襟御惱被為遊候御儀、今更申上も恐多奉存候、然処、追々正邪之弁相立、御有志之御方御慎解ニ相成、且又三藩出張士気奮興候儀、千歳之一時、此機不可失事二候、元来一橋・越前等御再出之段 勅諭ヲ以被 仰出候儀、偏ニ於関東有司共不取扱より 叡慮

段 勅諭ヲ以被 仰出候儀、偏ニ於関東有司共不取扱より 叡慮

貫徹不仕、人心致瓦解、攘夷無覺束被、思召候事ニ可有之候、

何分ニも一日之安ハ千歳之禍ニ候得者、恐多も夷狄撻伐之、宸断被

為遊、此度、勅使御東下ニ付而者、屹度関東江被、仰出、攘夷之

御決議、早速被、聞召候様被遊度候、尤、一昨冬、七八ヶ年乃至十

ヶ年外夷拒絶可仕段、於関東御受有之候ニ付、御猶予之儀御願ニ可相

成歟ニ候得共、右ハ奸吏共罷在候時之事ニ而、今日ニ相成決而御異議

有之間敷ニ付、断然攘夷之、勅詔被、仰出度奉存候、

右之通也、

同日

一、仙台遠藤文七郎より、陽明江差出候中将より之建白書写差出、左ニ

一、夷賊御掃攘之義、天下衆心帰嚮之勢を失はせられず、不被相決候てハ

不被為成御場合と奉存候、然ニ昇平之余蔽未タ不革、武備完全不仕候

間、此節御大挙被為在候而者万全之御勝利ニハ不被為至義ニ候間、御

廟算至極御大切ト奉存候、且理非順逆、苟も所を異ニせざる様御籌略

不被為在候てハ、夷戎却而、神朝之不義を正し候様相成候間、此所

之御所置、実ニ至難之御儀と奉存候事、

一、累世左近衛ニ被為任候所、自然大事相興候節ハ、鳳闕ハ勿論、近畿

之辺海も儼然守衛仕、聊、御宸驚之御憂患不被為在候様忠力を勵し、

府之職務を恥かしめざる様仕度候事、

一、東奥沿海之義ハ地方拡大ニ有之、殊更封境之義ハ悉く海岸ニ相接し居

候地勢ニ御座候、乍併万一為夷賊之被致侵掠候事ニ而者、私之愧恥ハ

指置、即、神州之御恥辱ニ至リ申候間、攘夷之、聖詔被相下候節ニハ、

国力を尽して保護仕、東奥之疆場ニ於てハ、不被為懸、叡慮候様鎮

静仕度候事、

一、夷賊御征討相成候節ニハ、自然内地も騒然たる勢ニ至リ可申候所、其

虚譽を幸として奸賊蜂起仕、鹵掠を縦ニ仕候節ニハ、其方面ニ從ひ、

即征討を加へ、捷書を奉献度候事、

扱、当天下之勢、偃武以降既ニ三百年、封を東陸ニ襲し居、当時ニ到

迄連綿家国血食仕、辱も飽迄、天恩ニ浴し居候儀ニて、其大徳ニ

報し奉度存意専ニ御座候得共、実ニ昊天無窮之事ニ有之、且ハ未タ其

便を得不申候所、時勢既ニ望む所ニ逼り候儀ニ候間、事ニ臨ミ、股肱

之力を竭し、忠貞之節を致して腥膻之醜虜を海外ニ攘除し、乍恐

社稷を安寧ニし奉り、垂てハ、宸襟を安し奉り、皇道御興復之御

偉業を奉補翼、干城爪牙之微力を相竭申候存念ニ御座候間、深く御省

察御体認被成下、万事御添慮之程、謹奉仰願候事、

右之通也、

十九日

一、藤井良節入来、仙台江之御書下ケ、野宮定功卿を以被達候由、右写、関

白より為持被越候、左ニ

建白之趣及言上、深、叡感、御満足被為在候、蛮夷掃攘拒絶之儀者、

先年来、(將軍) 叡願ニ被為在候、然処、因循之時勢難被默止次第モ有之ニ

付、大樹上洛之儀可被、仰出、其以前越前前中將被召登候処、大樹

上洛之儀ハ既ニ被治定候由、於越前も御請有之候、攘夷之、勅詔、

追々可被下、其節ハ弥以建白之通、格別粉骨周旋有之候様、御依頼

被為在候事、

其許建白之意旨、(江戸幕府)征夷家江も被申出、宜周旋有之度 思召候事、  
右之通也、

廿日

一、今朝 関白より書状到来、  
一、(三条実美)三条三位中将、議奏常加勢相成 別 勅使可被 仰出哉之旨、  
一、伝奏以下御使之処、今度ハ下向被止、(牧野忠基)所司代ニ而相済ミ可被 遊との  
御沙汰之由、

一、今日近習入ニ被 仰出人体、別紙之通、

一、参 内申来候事、

右、都而所存無之旨及返答、

別紙左二、

(三条西季知) 三条西中納言 如何 (六条有登) 六条宰相中将

不器 (清水谷公正) 清水谷宰相中将 此者不存 (桑原為政) 桑原新三位

(石井行光) 石井三位 (滋野井実在) 滋野井中将

(東園基敬) 東園中将 姉小路侍従

裏辻侍従 此者不存 (梅溪通治) 梅溪侍従

(四条隆晴) 四条大夫

右之印之者、猶跡より良節を以被申越候様頼遣ス、

同日

一、関白殿より良節を以被申越候条々、  
一、過刻之近習人別張札之処、巨細ニ相分り、都而所存無之趣及返答、  
一、正使三条三位中将・副使姉小路侍従、今日薩藩より 関白江及言上候

二付、御治定之旨相談、良節を以被申越、早々非蔵人口江大学権助を  
以正三江面会ニ為及、早々被 仰出候様申入ル、

一、武市半平太入来、所劳ニ付面会断候事、

廿一日

一、正三江尋問之ケ条、

一、国事寄人之事、

一、封書之事、

一、有栖川中院立退、此依形勢ハ被止之事、

右之条々申入候処、(近衛忠熙)承知之旨返書左二、

一、国事寄人之義、殿下へ精々申上被居由候事、

一、封書之事ハ越前より長州江申越候趣、右者長藩一手ニ而致探索、越前

へ申遣候而者不都合ニも可相成哉ト被存、仍而長藩ニおゐて右相心得

居候様、彼藩江尊(尊融)より可致下知旨、答書到来、

一、准后世話辞退被 聞食、跡役坊城へ被 仰付候由之事、

但、都而書通、

廿二日

一、(中山忠光)中山侍従入来、此度 別勅使関東江被差向義ニ付、何カ存意云々申之、

仍而委細之儀ハ三藩之内へ尋ニ相成候ハ、相分り可申旨及返答、

但、所劳平臥中ニ付不及面会、大学権助を以及応接、

廿三日

一、三条三位中将入来、此度議奏常加勢、且関東へ別勅之正使蒙 仰候段、  
難有御請申上候由也、

但、所劳ニ付不及面会、

一、正三より加田隱岐守を以長藩宍戸九郎兵衛・佐々木男也へ面会之義頼来  
ル、猶快氣之上可令面談旨及返答、

廿四日

一、長藩前田孫右衛門入来、

謹而言上仕候、当今時勢二付、諸藩 輦轂之下江伺公仕、赤心報国  
之輩、心力を戮し、御国威更張 叡慮貫徹仕候様、日夜苦心焦慮仕  
候、諸緝紳家ニおゐても御配慮之儀ハ申迄も無之御儀と奉存候、然ル

二 関白殿下御再職以来 明良御相遇之御事者不申及、実ニ御大

任ニ被為当、万人望を属し、千歳一時と奉存候処、此頃御辞職被遊候  
由伝承仕、此時ニ当り如何之 思召ニ被為在候哉、疑惑仕候事ニ御座

候、固大権御掌握之御事ニ而、一日万機之御中、殊ニ方今重大之事件  
輻輳仕候事故、御憂慮御辛勞之儀ハ奉恐察候得共、此度之御辞職者、

右御勤勞を御厭被遊候思召ニ而者有御座間布、只管国家之大事御深慮  
被為在候御謙遜之御志より被思召立候御事ニ而可有御座哉、然ルニ

近來 朝憲正ニ帰し、大政衆望ニ適し候者、畢竟 殿下御勤勞御  
尽力之故と一統奉依頼候儀ニ御座候、先達而関東江 勅使被差下、

幕府ニ而も 勅意遵奉仕り、新政被相行、制度改革之端緒相顕候得  
共、尚又群小俗議も不少哉ニ相聞候得者、何時変換可仕も難測、事機

肝要之境ニ御座候処 殿下御辞職被遊候時者 朝憲廢弛し 皇威  
も萎靡ニ至り、衆人望を失ひ、万事解体ニ相成、遂ニ姦邪其隙を窺ひ、

如何程之禍害を醸成候も難凶、実ニ憂懼之至奉存候、誠ニ 殿下之御  
進退ハ則天下之安危、人心之向背ニ相係り、不輕御事ニ御座候間、此

段厚御勘考被遊候而、天下之大勢一變 宸襟を被為安候様、御見居  
相立候迄者、何分御勉強被遊候而、暫之中御奉職被遊度奉懇願候、此

段土州よりも可申上候間、厚ク御衆議被為在候様奉存候事、

(毛利慶親)  
長門中將

廿六日

一、土藩武市半平太入来、一橋上京来月三日・四日之内出立候趣申候、

廿八日

一、薩藩藤井良節入来、及面談、

十月二日

一、藤井良節入来、今夕出立帰国之由申之、

四日

一、本田弥右衛門入来、及面談、明日小松帯刀入来之由也、

十月五日

一、薩州小松帯刀入来、及面談、(島津久光)三郎より国事之事件々申来ル、

同

一、長藩佐々木男也入来、書付差出、左ニ

今般 勅使御下向、攘夷之儀被 仰出、於関東御遵奉有之候上者、外

夷何時西海を衝、南海を掠め、北陸東海ニ跋扈し、殊ニ畿内ニ闖入致候  
も難測候、既ニ戊午(安政五年)四月三日 神宮并京都御警衛之儀被 聞食度段

被 仰出候儀も有之、誠以平常之如く御手薄ニ而者不相叶候、然処、海  
国者夫々之防御向も有之、海岸に引離候諸藩救援之手当等有之候事ニ付、

辺鄙より畿内御警衛向、自然不行届之筋も出来可仕歟、恐多も京都ハ

神器之所在 列聖山陵之所在ニ候得者、早速御親兵とも申へき御

人数御置不相成候而者、実以 宸襟御安被為遊候期無覺束奉恐察候、

往古者大伴佐伯を以内兵となし、又武勇之者を撰ひ内舍人と被為成、且

六衛府之御禁衛御嚴重被 仰付候等之儀有之候事ニ付、古今を御洞観、

時勢に随ひ、御旧典を御斟酌被 為在、御親兵之義、急度関東江被

仰出、諸藩より身材強幹・忠勇義節之徒を令撰募、其上往昔兵部にて

試練被 仰付候如く、於 朝廷御精選被遊度奉存候、右御親兵被為置

候ニ付而者、武器・食糧等準之候間、是亦関東江被 仰出、諸藩より石

高相応貢獻仕候様被遊度候、是等之儀ハ制度ニ涉リ候事ニ付、委細之儀

ハ関東江被 仰付、天下之公論を以早速取調へ、諸藩江伝達有之候様被

仰出候儀、今日之御急務と奉存候、

右之通也、

六日申過刻、

一、正三江以使別紙為持遣、左二、

尊融

去月国事 御扶助申上候様蒙 御沙汰恐入候、其節者先不取敢御請申

置候得共、其後種々相考候処、無知無能尊融故、自然一言之申謬より

皇国一体之御瑕瑾とも相成候而者、実ニ恐入候事故、唯今之内ニ国事

御扶助之御沙汰御断申入候間、此等之旨宜敷披露可給候也、

十月七日

三条大納言殿

飛鳥井中納言殿

右之通也、則(ママ)

同日

一、正三より為持来水戸中納言(徳川齊昭)贈官位 詔書、左二、

天皇我詔旨良万 故權中納言從三位源齊昭朝臣詔倍 勅命乎聞食止宣布

素利與文事乎修免常尔武威乎振伊身乎殆危尔寄勢力乎治道尔尽志神州乃将汚乎

懼礼百姓乃欲患乎悔美 叡念乃不安乎酸美忠心乃精誠乎致須其志旦夕尔緩

怠留古 無久其謀寤寐毛停廢留古 無志才智衆尔勝礼英雄世尔顯流可久正直伎良

臣奈礼 皇朝乃補佐奈利 有礼志美多能母志美思保之 大坐坐聞尔此国乎離而

彼国尔罷退奴歲時積往麻尔 憂傷弥添比日月累行麻尔 悲歎数益留猶毛明淨情乎

叡感給比功勞乃事乎褒賞給布故是以權大納言乃官從二位乃位尔昇賜比贈賜

布 天皇我 勅命乎遠聞食止 宣、

文久二年九月十六日

右之通也、

七日

一、関白殿より書状到来、則及返書、別紙壹通差出、左二

別勅使被差下、攘夷 御沙汰、緩猛二道之内、緩而武臣之策略被

聞召候方可然存候、併此上者可被任 叡談衆議候事、

十月七日

関白殿

右之通也、

同

一、土藩小南五郎右衛門入来、近々関東江下向之由、仍而及面談、  
一、長藩前田孫左衛門入来、及面談、

八日

一、巳刻為 勅使正親町三条大納言・飛鳥井中納言入来、面会、(尊融) 尊一國事御扶助之儀、過日御断申置候処、何分 叡慮被決候儀二付、是迄之通御扶助申上候様、再応被 仰出候由演舌也、仍早速可及御請之処 関白殿政事余り緩宥二相過候故、都而之御処置向相後れ、諸般不都合之次第二成行候間、右様二而者御扶助申上候詮無之義二付、猶近々参 内之上、委細直二及言上、其模様二而御請可申上、先今日之処ハ不取敢兩卿迄御請申置候段及答、且又鷹司前右府、関白御登庸二相成候様、(尊融) 尊一より急度申立候間、早々言上有之候様申置、

(元治元年)

十月三日 晴

午後、一同伺公、(山階宮見親王) 山階者所勞不参也、酉刻スキ退出事、  
一、藤堂江 (津藩) 神宮御守衛是迄行ト、キ有之候へ共、何嚴重之 御沙汰、過日 (藤堂高徳) 大学頭帰国之節、当職より被申渡候処、和泉守・大学頭兩人ハ御請申上候へ共、一藩者共御書取成共給候へ者、右為致拜見候へ者、一藩之者共猶更人心一致、急度御守衛可申上、仍而内願之旨関白江申候、(徳川慶喜) 右之義者一橋へ関白殿より御内談、其上 御沙汰書被出候様一同申入候事、  
一、桑名少将、(松平定敬) 此度大樹帰府御礼使相勤候二付、中将内願之旨、併彼家二者初例故如何ト成居候処、サエキリ而内願之由、仍而此度カキリ、数年鷹

峯守衛、以其辺中将御推任御治定之事、

一、御内儀之達書、入 御覽候事、  
尤、(書) 関白勘出、予ト兩人也、

一、諸大夫義、野宮より承候事、  
一、(近衛忠房) 内府公より昨日所勞及尋問候折、挨拶ノ文通之事、  
一、(正親町三条実愛) 正三より昨日申入候施餓鬼一条、案心ノ返事被差越候事、

十月六日 晴

一、(徳大寺公純) 一同伺公、右府・(九条道孝) 九条・山階等不参也、尤西半刻比退出事、  
一、今日者国事惣而御用不被為有、誠ニ恐悦々々、  
一、御 (鷹) 儀向之儀、関白・予兩人相殘 御沙汰伺候事、

十月九日 晴曇

例刻一同出仕、右府不参也、尤今日山階出仕也、予・関白相殘、亥半刻比退出事、  
一、三家以下参勤如本、且妻子等惣而江戸へ可参旨達候旨從武家言上、仍而此儀者関白殿勘考之義も候間、大樹上坂迄関白アヅカリ置候旨御返答可然旨、予申入候処、(山階宮) 常陸宮モ内府公モ同意、仍而先ツ々左様之辺ニ御返答ハ御治定也、  
一、予ケ諸大夫山下之処如何ト申候人モ候故、非藏人之内可然人ヲ御キンミ、附人ニ可給哉之御模様、右二付願置候上野処、今暫延引ニ可相成被存候事、  
一、鷹司屋敷地御取上之義、内々武家より伝奏迄申出候由、書付一覽、然処、

旧談ノ由故、右ヲ一同へ披露ニ相成候而者如何ト存候ニ付、関白殿へ内々心付之義申入候処、承知ニ相成候事、

但、書改ニ相成哉事、

一、称号賀陽宮、伺之通内々被 仰出候趣、野宮より噂、何レ明日御達シ

可申旨也、

十月十一日分 晴

一、関白・予兩人伺公、未刻比より也、夕景退出候事、

一、長橋(高野房子)、昨夜以 御沙汰書謹慎被 仰出候事、

一、右二付、今日兩人伺公 御内儀(中山織子)大典侍・帥典侍等江、右之義関白より被

達候事、

但、三仲間廻へ篤ク被申渡候様、帥典侍へ申入レ候事、

一、今日両役へ被達候事、

以書取也、

一、大御礼(乳)同様之事、

一、督典侍同様之事、同人義藤大納言(勸修寺徳子)ニ御アツケ之事、

十月十二日 晴

午後、一同伺公也、(押入)「者西半刻比退、関白・予兩人」

戌半刻後退出候事、

一、尾老(征長総督徳川慶勝)・副将(松平茂昭)越前、今日参 内、右者防長追討御暇乞、仍而御劍一振

ツ、被下、且尾老者察(察)ノ御馬等拝領也、

尤、御沙汰書給候事、

但、御書付ニ付関白殿江 繪旨給候方ケ、又者御書付且趣意極密御尋

問之上、御評議ハ申入候処、承知ニ而右辺ニ治定ニ相成候事、

一、肥前閑叟(綱島閑叟)上京昨日ト噂有之候事、難事也、

一、関白・予ニ賜 勅書、長橋御所置後之処御察ニ付、也、

十月十五日 雨下 一、戸田之義、正三卿へ申入候事、

一同午刻後伺公、戌半刻比退出也、(一条実良)一条依所勞不参也、

一、尾州江過日給候書付如何ニ付、書改ニ内々薩より被追、内公江願候ニ付、(正徳忠房)

ホ、願之通ニ相成候事、

一、一橋伺公之事、

但、一同露台下ニ而面会也、

一、此頃風説流言為鎮静 御沙汰書被為出候事、

一、閑叟上京 天氣伺也、世評者誠ニ如何之風聞候へ共、惣而空言也、仍而

十七日参 内、且御劍ヲ給 御書付有也、

但、去年来被 召候次第モ候故、別段以御書取存寄言上候様 御沙汰

ニ相成候事、

十月十八日 晴

一同例刻伺公、酉刻退出之事、

一、稻葉美濃守(老中稲葉正邦)、西国下向御暇給候様、一橋より以書面相願候、仍而願通御

治定也、

但、老中辺ニ而是迄ニ御劍可賜之所延引、仍而此度御暇乞天氣伺之節

賜之候事、

一、後土御門帝御陵之事、

〔十月十七日分 宇和島之書取モ被廻候事、〕  
〔挿入〕

一、関白殿より 宸翰ヲ被廻候事、

一、正三於 宮中面会、戸田之儀委細噂有之、仍而其旨令言上候事、

一、去年暴論之時分之書類、從正三恩借、通合三通也、

十月二十三日 晴

一、如例午後一同伺公也、常陸宮不參、酉半刻比退出候事、

一、仙台獻馬之事、  
〔伊達慶邦〕

一、十五万俵之儀、一橋江從関白内談候様、一同申入候事、

一、伝奏より一橋江以書面

一、在京武家人数取調言上之事、

一、泉州堺辺嚴備之事、

右之通也、

一、御月次藤谷江以使詠進候事、

同 二十七日

一、例刻より一同伺公、常陸宮・九条不參也、

尤、戌刻比一同退出候事、

一、過日御評議ニ相成居候十五万俵、一橋江從関白被申入候ハ、此頃貢獻之

儀御サイソク被為有候様内々言上、仍而左様可相成旨被申、一同承知也、

右者公事且神事御サイコウ、諸下行米被去、〔マ〕度、仍而被及内談候処、御

尤之御次第、左様之儀ニ被為有候へハ、早々伝奏より貢獻之十五万俵差上  
〔マ〕

候様御サイソクニ相成候へ者宜存之旨申候由、且其後五六日モ相立候後、

北野臨時之祭 新掌ホウ明諸下行米、ナニホド、武伝より申候へ者、ク  
〔マ〕

リカへ如何様共可仕旨言上、先々安心也、

一、仙台獻馬、三日ト被 仰出候事、

但、此儀誠ニ六ヶ敷次第、右者御馬屋へ御引入之義、仙台より申立候処、

御馬屋ノ諸入用金、幕より今ニ不差出、仍而引入者六ヶ敷、又議奏辺モ

右ヲ申立、是非々々ト申事、段々申立ニ相成居候、然共御入用出方無是、

先ツ々所司代江御預ニ御治定之事、  
〔松平定敬〕

一、藤堂之人数、西宮ニ屯之内、半タイ千五百人上京いたし度旨、過日藤堂

藩中村左馬より内々申居候、右之義内府同意、仍而今日関白殿江申入候

処、先々承知ニ相成、且帝都ノ人数依人少ニ半タイ九門内御守衛申

付可然旨一橋「評決被」達旨、武伝江申付候也、  
〔挿入〕

一、去年当七月より被止參朝候内、〔松平忠礼〕徳大寺美則、〔長谷居徳〕長谷三位・大イ御門、  
〔日野資彦〕

日野御免ニ可相成也、御評議之処、正三御免之儀ハ御宜存候得共、未ソ

レニ不被罪、定而此者々々被免、又後より被控候様成義出来候而者恐入

候故、鷹司・〔鷹司輔熙〕有栖川等始之罪御評決之上ニ願度旨被申、仍一同尤申

相止候事、

十一日朔 晴

一、会藩小森久太郎、夕景ニ来、令面会候処、過日極密以 勅使大樹上坂被

仰遣候得者如何ト勘考候様申聞置候処、〔松平容保〕肥後守右之辺ヲ久太郎ニ申フク

メ、左様相成候而者如何故、早々大樹上坂候様、以急使右之段申入候旨、

関白殿・一橋等被申談候処、右之辺、予江同人より申入候様、関白殿被

命候旨、至極同意之旨及返答置候事、

十一月二日 晴

- 一、一同例刻伺公、(山階宮)常宮不参也、

夕景退出候事、

但、今日より一条者服中故 御神事中不参也、

- 一、藤堂人数、西宮出張居候半隊、九門内御固ニ被召登候儀、一橋江御相談

之処、先方江及内談候上 御沙汰被為在候様、以書面申越候事、

- 一、御内儀御用ニ而関白・予兩人、酉半刻比退出也、

十一月三日 晴

- 一、青門へ還俗後、始而行候也、

ミヤケト而

黄金二枚・懸物一幅贈之候事、家一同へ白銀五十枚増タイへ同様也

後

十一月六日 雨

- 一、一同例刻伺公、常宮又々不参、戌刻比一同退出也、

- 一、有・鷹始之御シヲキ、段々議論也、

- 一、有立退、早々 御沙汰ニ可相成様御命然所立退ニ付賜金六ヶ敷、仍而関

白殿より一橋へ御内談候様、予より申入候事、

十一月五日 晴

- 一、関白・予兩人伺公也、酉半刻比退出候事、

- 一、御内儀御用、尤東西之形勢言上之事、

- 一、今日昨日之 御請御礼申上候、

但、昨日野宮(野宮定功)為 御内使賜、右ニ々々之事、

十一月十日 時雨

- 一、一同例刻伺公、夕景退出候也、

- 一、有・鷹始罪定輕重御評定之事、

- 一、柳原(柳原光寛)令面会候所、長橋御免之事、

但、新掌祭ニ付内侍御不入候ニ付御免願、仍而長橋之色欲段々令噂

候所、ゼツねんト被申候也、

右者蓮觀院より内々願之由噂、然処、右様之人品ナラハ内願之義不具申

上様申候へ共、心サシ所タケ可申上、決而心配無様ト申、退出懸令言上

候事、

- 一、常陸宮江異体被止候様申入候処、非常之時節、左様之義如何ト被申、扱

々困者也、

- 一、仁門之義、(伏見宮邦家親王)式部卿宮へ申入候事、

十一月二十日 曇

午後伺公、関白・予兩人也、子刻比退出候事、

- 一、臨時祭御延引之事、

- 一、二十九日・三十日之内、御内々日時勘文之事、

前

一、正三・(広橋胤保)広橋・(久世通熙)当番久世等被召、於 御前臨時祭御延引 御治定之事、  
 一、伝奏両卿 御前江被 召、長橋退役陰居(マヤ) 御沙汰ニ相成候事、

但、名之所 御勘考也、

右、今日両卿江者乍 御沙汰明後二十二日朝申渡候様、從関白被申候

事、

一、前文之義ニ付、後役且世話子、其余万事御内評ニ付、退出遅刻候事、

十一月二十三日

令不参候事、

一、今日老中召之御評詔之処、議奏柳原等より若不応召折二者如何被為遊候

也、其御評ケツ候上被召候方可宜カル旨、仍而一橋始江御相談候様申上、

其辺関白殿より御相談ニ相成候事、

十一月二十六日 少々雨下

一、一同例刻伺公、夕景右公(徳大寺公純)以下退出、関白・予兩人戌刻退出也、

一、正三面会、老中召早々方ケト被申候事、

一、内府公面会、関東往返之事申入候也、

一、伏見諸大夫内願六ヶ敷旨、関白殿被申候事、

一、有・鷹屋敷、六門内外御評議、両役へ勘考被申候事、

一、老中召、一橋より厚勘考、其上言上可致、ソレマテ御延引願由、

十一月廿八日 晴

一、(桑名藩士)以筑摩市左衛門、越中守より鴨一隻到来之事、

一、同人より噂二者、(水戸藩)水藩武田耕雲齋始、信州路ヲへ上京、路旁之諸藩打ヤ  
 フリ出京之旨、扱々困り者也、

一、(川村恵十郎)恵十郎入来、前文之義噂有之、大樹進発遅延 勅使之一条、且老中召

之事、

右等之条々噂候事、

但、同人関白殿江早々水藩之義申入候様頼候事、

十一月二十九日 晴

一、(久留米藩士久徳与十郎)久徳入来、関東之模様噂、且予より水藩登上如何ニ相成や、且ハ模様ニ

より帰国見合呉候様咄候処、先々承知、時勢短息噂之事、

一、筑摩より洛中之書付類、廻し呉候事、

一、(肥後藩士神山源左衛門)神山入来、昨日水藩タンサク申置候ニ付、大垣藩行向候而様子承候処、

世評之通之旨、同人申居候事、

一、(会津藩士大野英馬)会英馬入来之由、右者是迄在京之水藩一手ニ而討取度、外藩ニ而被討取

候而者面ボク無次第、仍而余八郎磨(松平昭徳)ヲ大将として行向候旨、且上京之水

藩説トク、承引之節者無死罪、諸藩へ御アツケニ相成候様、会へ尽力頼

之由也、右申来候故、予より此儀誠ニ々困り者、右之通説トク承知ニ相

成候者ヲ、幕より者バクシテ可差出可申越、又速ニ死罪ニモ可行ト存ル、

左様相成候節者 朝幕是より隔絶、誠ニ天下之大乱ト存ル旨極密申入、

右辺公用方ニ而篤ク勘考候様返答いたし候事、

十一月晦日 晴

一、午後例刻一同伺公之事、

退出丑半刻比也、一条殿子刻前退出、尤朔 内侍所御拜二付御沙汰也、

- 一、一橋御暇内願之義、前日相願候処、右二付今朝森下又平、昼後道家(土佐藩士)通左衛門等存寄御尋之処、一橋御暇不宜旨申候二付、其段関白殿へ申入候処、

一橋被召直談いたし候様被申以会藩被召候事、

- 一、初更前、恵十郎非藏口まかり出、御断申上、仍而予二令面会、是非伺公之儀申候様トノ事故申入候、承知二而退下、

- 一、二更前、一橋伺公、早々面会、段々不審之ケ条相尋候処、是非々々決心

二而御暇相願候二付、猶常陸宮・両役辺可申入旨申わカレ候事、

- 一、常陸宮・両役面会、是又決心之処申入候ハ由、説トクト、キ兼候由被申候事、

- 一、於御前衆議二相成候処、御時宜不宜御六ヶ敷存上候、併段々一同愚意申上、関白へ御沙汰之処御伝被成候様申入候処、乍不興先々承知、面会二而説トク被申候処 御沙汰之旨者深畏入候へ共、カヘテ御為共不存上旨申上候故、弥々御暇ニ御治定之事、

但、此儀者水藩之者共、信州路軍装二而押登、一橋江是非々々タン訴之義申フラシ候故、右御暇之義申願候也、

十二月二日 曇

- 一、廻達且関白殿書面到来之事、

- 一、大野某者松平出雲守組之由事、

- 一、大久保加賀守人数、少々総督書 付差出候旨武伝へ申出候二付、見合之義御答之処、段々一橋より内願之旨二付、御免願之通ト相成候事、

但、且御門前京極(多度津藩主京極高典)志岐守人数差出候事、山崎者酒井(小浜藩主酒井忠氏)若狭守人数差出之

旨也、

右等之条々御書中也、

十二月九日 晴

- 一、過日より所勞、今日昼後出仕之事、

- 一、関白殿・予兩人也、

- 一、浪士越前へ打越候旨噂事、

- 一、さ之咄共申入候事、

- 一、水中納言へ慎、正三より内願候事、

- 一、同段関白殿より内見之事、

- 一、御内儀之事、

同十日 晴

- 一、午後一同伺公之事、

- 一、水中慎一件御評議、余程及議論六ヶ敷不承知一同、正三計御沙汰之方被申候事、

- 一、正三より内々頼之事、

右者典侍二御ヤトイ 御沙汰之処、御請者申上候得共、内実マイワク之由、且家モ凡家同様ニ而者困リ候旨咄候事、

此由内々及言上候処、先 御見合之方ト御治定事、

- 一、会藩芝(会津藩士柴秀治)ひてし来、西国之時勢巨細ニ承、尾老インジャン、大島・辻・北村等周旋、諸藩人氣折合兼候咄事、

- 一、右公以下退出亥刻比、関白・予兩人亥半刻比退出也、

十二月十三日 晴

一、一同例刻伺公、右公以下戌刻比退下、関白・予兩人戌半刻比退出候事、

一、松前召御治定被<sup>(老中松前崇広)</sup>仰出之事、

一、水戸中納言へ御沙汰之義、一橋より御見合方言上、仍而御見合ニ相成、  
恐悦候事、

一、熊藩道家角左衛門来、国家多難咄之事、

但シ、松前召急ニ相願度旨、関白殿へ者久留め藩久徳与十郎・<sup>(肥後藩七)</sup>上田久兵

衛参、右之義申上候、予江者同人より承候事、

一、正三女之事言上、

但、右者女差上候節者、直様初位宣下之義相願度、左様無之者御断申

上之旨、内々言上ニ及候事、御断被聞召候事、

一、清水谷女御奉公人御治定候事、

一、一橋カタ江出張候事、

十二月十四日 晴

一、水浪共、加州人数江歎願差出之由事、

同 十五日 晴

一、今夕より 御神楽之事、

但シ、御シヨサ候事、

一、熊藩源左衛門<sup>(神山源左衛門)</sup>来、長征之模様申来、右者同藩上京、委細噂之事、

但、萩城関之事<sup>(マ)</sup>、山口者当月五日よりコボチニ懸候事、総督之家来一

人、且目付一人長防へ順覧ニ治定候事、

〔付記〕

本稿は、JSPS科研費JP二二H〇三八七五東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「史料編纂所所蔵維新関係貴重史料の研究資源化」(二〇二二年度)の成果の一部である。